

令和5年度 県外で予防接種を受ける際の手続きの流れ



都合により、県外で定期予防接種を受ける場合は、対象や流れを確認して申請を行ってください。

対象

接種日に久留米市に住民登録がある方で、次のいずれかの理由により、福岡県外(国外を除く)で定期的予防接種を受ける方

- (1) 母親の里帰り出産等により福岡県外に事実上居住している場合
- (2) 県外施設への入所等により福岡県外に事実上居住している場合
- (3) その他市長がやむを得ない特別の理由があると認める場合

県外接種の流れ

1. 接種前に予防接種依頼書の交付申請をする。

予防接種依頼書とは、予防接種法に基づき、市外の医療機関で予防接種を受ける際、その実施責任が久留米市にあることを明確にした書類です。事前に県外での接種を予定されている場合は、予防接種依頼書の交付申請をしてください。発行までは10日程度かかりますので、余裕をもって申請してください。

<申請方法>

1. 電子申請

久留米市ホームページ「市外の医療機関で定期予防接種を受ける場合」から申請してください。



2. 保健予防課窓口もしくは郵送で申請

【必要書類】

① 予防接種依頼書交付申請書 (申請窓口またはホームページ上にあります)

(注意1) 依頼書の宛名は、滞在先の市町村宛か医療機関宛か、事前に接種予定の市町村の予防接種担当課にお問い合わせください。

(注意2) 1枚で複数の種類の予防接種の申請が可能です。必要な予防接種の種類と回数を明記してください。

② 親子(母子)健康手帳(出生届出済証明のページと予防接種の履歴のわかるページ全ての写し)

(提出先・送付先)

〒830-0022 久留米市城南町15番地5 久留米商工会館4階
保健所 保健予防課 予防接種担当

(注意) 事前に予防接種依頼書の申請がない場合、払い戻しの対応はしますが、万が一健康被害が生じた際には任意接種の取り扱いとなります。

2. 依頼書を受け取り、滞在先の自治体や医療機関に提出のうえ予防接種を受ける。

発行を受けた予防接種依頼書を接種を受ける医療機関(又は自治体)に提出し、希望の予防接種を受けてください。払い戻しの際に必要なとなりますので、領収書や予防接種の記録がされているもの(親子健康手帳や接種済証、予診票の写しなど)は保管をお願いします。

3. 久留米市で予防接種費用の払い戻しの申請をする。

接種日から1年以内 に、申請に必要なものをそろえて、保健予防課の申請窓口で申請してください。

(総合支所、保健センター、市民センターでは手続きできません。払い戻しの電子申請はできません。)

詳細は裏面の「県外で予防接種を受けた際の払戻し(償還払い)のご案内」をご覧ください。